

第6

地方譲与税 交付金 税外収入

1. 地方譲与税・交付金及び主な税外収入決算額	78
2. 特別とん譲与税	80
3. 地方揮発油譲与税・地方道路譲与税	80
4. 石油ガス譲与税	81
5. 自動車重量譲与税	81
6. 航空機燃料譲与税	82
7. 森林環境譲与税	83
8. 利子割交付金	83
9. 配当割交付金	84
10. 株式等譲渡所得割交付金	84
11. 分離課税所得割交付金・県民税所得割臨時交付金	85
12. 法人事業税交付金	86
13. 地方消費税交付金	87
14. ゴルフ場利用税交付金	88
15. 自動車取得税交付金	88
16. 環境性能割交付金	89
17. 軽油引取税交付金	89
18. 国有提供施設等所在市町村助成交付金等	90
19. 県民税徴収取扱費(県民税徴収事務費委託金)	90
20. 宿泊税徴収取扱費(宿泊税徴収事務費委託金)	91
21. 市税延滞金及び加算金	92

1. 地方譲与税・交付金及び主な税外収入決算額

区 分	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	決 算 額	前年比	決 算 額	前年比	決 算 額	前年比
	千円	%	千円	%	千円	%
合 計	46,463,229	90.1	53,884,639	116.0	63,230,843	117.3
地方譲与税・交付金 計	43,540,565	89.1	51,105,734	117.4	60,394,328	118.2
そ の 他 税 外 収 入 計	2,922,664	107.4	2,778,905	95.1	2,836,515	102.1
特 別 と ん 譲 与 税	128,944	96.7	113,513	88.0	131,464	115.8
地 方 揮 発 油 譲 与 税	1,384,451	88.9	1,360,508	98.3	1,399,432	102.9
地 方 道 路 譲 与 税	1	著増	0	2.2	0	108.3
石 油 ガ ス 譲 与 税	53,312	86.5	36,267	68.0	33,727	93.0
自 動 車 重 量 譲 与 税	2,023,565	104.0	2,008,150	99.2	2,033,866	101.3
航 空 機 燃 料 譲 与 税	2,700,553	101.2	626,567	23.2	2,976,377	475.0
森 林 環 境 譲 与 税	67,530	皆増	143,502	212.5	146,978	102.4
地 方 譲 与 税 計	6,358,356	99.8	4,288,507	67.4	6,721,844	156.7
利 子 割 交 付 金	161,813	45.3	169,959	105.0	136,800	80.5
配 当 割 交 付 金	929,803	116.8	855,726	92.0	1,384,469	161.8
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	568,767	77.7	1,119,496	196.8	1,618,872	144.6
分 離 課 税 所 得 割 交 付 金	328,355	112.6	333,160	101.5	329,857	99.0
法 人 事 業 税 交 付 金	-	-	3,724,692	皆増	6,084,997	163.4
地 方 消 費 税 交 付 金	29,394,172	97.7	35,350,016	120.3	38,773,606	109.7
ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	38,523	104.5	35,894	93.2	39,523	110.1
自 動 車 取 得 税 交 付 金	707,681	51.2	-	皆減	-	-
環 境 性 能 割 交 付 金	256,983	皆増	544,827	212.0	546,831	100.4
軽 油 引 取 税 交 付 金	4,766,915	96.7	4,655,491	97.7	4,725,690	101.5
国 有 提 供 施 設 等 金 在 市 助 成 交 付 金	29,197	100.0	27,966	95.8	31,839	113.8
交 付 金 計	37,182,209	87.5	46,817,227	125.9	53,672,484	114.6
税 務 証 明 等 手 数 料	73,534	89.5	68,634	93.3	67,775	98.7
県 民 税 徴 収 事 務 費 委 託 金	2,538,782	108.3	2,451,708	96.6	2,465,605	100.6
宿 泊 税 徴 収 事 務 費 委 託 金	54,941	皆増	28,334	51.6	22,379	79.0
市 税 延 滞 金 及 び 加 算 金	218,222	85.2	190,025	87.1	256,504	135.0
そ の 他 の 関 連 歳 入	37,185	94.4	40,204	108.1	24,252	60.3

令和4年度		令和5年度					令和6年度	
決 算 額	前年比	当初予算額	補 正	最終予算額	決 算 額	前年比	当初予算額	前年比
千円	%	千円	千円	千円	千円	%	千円	%
64,926,245	102.7	64,874,531	▲ 839	64,873,692	66,141,386	101.9	67,136,242	103.5
61,773,134	102.3	61,910,001	－	61,910,001	63,205,651	102.3	64,112,001	103.6
3,153,111	111.2	2,964,530	▲ 839	2,963,691	2,935,735	93.1	3,024,241	102.0
117,594	89.4	127,000	－	127,000	107,545	91.5	108,000	85.0
1,330,279	95.1	1,300,000	－	1,300,000	1,338,733	100.6	1,296,000	99.7
0	38.5	－	－	－	－	皆減	－	－
31,192	92.5	33,000	－	33,000	28,835	92.4	27,000	81.8
2,031,594	99.9	1,981,000	－	1,981,000	2,054,932	101.1	2,076,000	104.8
2,859,615	96.1	3,033,000	－	3,033,000	3,111,446	108.8	3,000,000	98.9
194,256	132.2	194,000	－	194,000	194,256	100.0	219,000	112.9
6,564,530	97.7	6,668,000	－	6,668,000	6,835,747	104.1	6,726,000	100.9
73,025	53.4	76,000	－	76,000	66,867	91.6	62,000	81.6
1,179,420	85.2	1,256,000	－	1,256,000	1,379,573	117.0	1,326,000	105.6
981,457	60.6	568,000	－	568,000	1,710,044	174.2	568,000	100.0
333,527	101.1	266,000	－	266,000	364,698	109.3	266,000	100.0
5,700,677	93.7	4,785,000	－	4,785,000	5,161,509	90.5	5,403,000	112.9
41,566,284	107.2	42,937,000	－	42,937,000	41,563,159	100.0	43,618,000	101.6
37,501	94.9	39,000	－	39,000	36,799	98.1	36,000	92.3
－	－	1	－	1	37,297	皆増	1	100.0
667,915	122.1	619,000	－	619,000	810,663	121.4	924,000	149.3
4,612,098	97.6	4,640,000	－	4,640,000	5,182,714	112.4	5,127,000	110.5
56,700	178.1	56,000	－	56,000	56,581	99.8	56,000	100.0
55,208,604	102.9	55,242,001	－	55,242,001	56,369,904	102.1	57,386,001	103.9
75,126	110.8	65,589	－	65,589	71,619	95.3	73,119	111.5
2,516,152	102.1	2,559,000	－	2,559,000	2,564,574	101.9	2,595,000	101.4
40,156	179.4	43,064	－	43,064	64,948	161.7	65,499	152.1
499,278	194.6	258,271	－	258,271	175,357	35.1	248,125	96.1
22,399	92.4	38,606	▲ 839	37,767	59,237	264.5	42,498	110.1

2. 特別とん譲与税

譲与団体 [譲与義務者]	譲 与 の 基 準 等					譲与の時期等 [譲与税の使途]
開港所在 市町村	1. とん税及び特別とん税は、外国貿易船の純トン数(端数切り上げ)を課税標準とし、純トン数1トンまでごとに次の税率により課税するものとする。					9月：前年度3月～8月 特別とん税収入分
[国]	区 分		とん税	特別とん税		3月：9月～2月 特別とん税収入分 [制限なし]
	(1) 開港への入港ごとに納付する場合		16円	20円		
	(2) 開港ごとに一年分を一時に納付する場合		48円	60円		
	※ 外国貿易船・・・外国貿易のため本邦と外国との間を往来する船舶をいう。					
	2. とん税及び特別とん税はあわせて納付するものとし、当該納付額の36分の16をとん税とし、36分の20を特別とん税とする。					
	3. 特別とん譲与税は、開港所在市町村に対し、当該開港への入港に係る特別とん税の収入額に相当する額を譲与する。					

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (当初予算額)
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
決 算 額	128,944	113,513	131,464	117,594	107,545	108,000

3. 地方揮発油譲与税(地方道路譲与税)

譲与団体 [譲与義務者]	譲 与 の 基 準 等			譲 与 の 時 期 等 [譲 与 税 の 使 途]							
都 道 府 県 指 定 市 及 び 市 町 村 [国]	1. 揮発油税及び地方揮発油税は、次の税率により課税するものとし、両税をあわせて納付するものとする。 <table><tr><th>区 分</th><th>揮発油税</th><th>地方揮発油税</th></tr><tr><td>揮発油1キロリットルにつき(平成22年4月1日～) (本 則)</td><td>48,600円 (24,300円)</td><td>5,200円 (4,400円)</td></tr></table>			区 分	揮発油税	地方揮発油税	揮発油1キロリットルにつき(平成22年4月1日～) (本 則)	48,600円 (24,300円)	5,200円 (4,400円)	6月：前年度3月～5月 地方揮発油税収入分	
				区 分	揮発油税	地方揮発油税					
揮発油1キロリットルにつき(平成22年4月1日～) (本 則)	48,600円 (24,300円)	5,200円 (4,400円)									
	2. 地方揮発油譲与税は、地方揮発油税の収入額に相当する額とし、都道府県、指定市及び市町村に対して譲与する。 3. 都道府県及び指定市に対し、地方揮発油譲与税の58%(平成14年度までは43%)に相当する額のうち、2分の1の額を区域内に存する一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の延長で、他の2分の1の額をその面積であん分して譲与する。 ※地方交付税の財源超過団体への交付制限有り。 4. 市町村に対し、地方揮発油譲与税の42%(平成14年度までは57%)に相当する額のうち、2分の1の額を区域内に存する市町村道の延長で、他の2分の1の額をその面積であん分して譲与する。			11月：6月～10月 地方揮発油税収入分							
				3月：11月～2月 地方揮発油税収入分							
				[制 限 な し] ※地方道路譲与税は、道路に関する費用に充てる							

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (当初予算額)
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
地方揮発油譲与税 決 算 額	1,384,451	1,360,508	1,399,432	1,330,279	1,338,733	1,296,000
地方道路譲与税 決 算 額	1	0	0	0	-	-

※平成21年度から地方道路譲与税は地方揮発油譲与税に改正。地方道路譲与税は令和4年度で譲与終了。

4. 石油ガス譲与税

譲与団体 [譲与義務者]	譲与の基準等					譲与の時期等 [譲与税の使途]
都道府県 及び 指定市 [国]	1. 石油ガス税は、自動車の容器に充てんされる石油ガスに対し、次の税率により課税するものとする。					6月：前年度3月～5月 収入分
	区 分				税 率	11月：6月～10月収入分
	石油ガス1キログラムにつき				17円50銭	3月：11月～2月収入分
	2. 石油ガス譲与税は、石油ガス税の収入額の2分の1に相当する額とし、都道府県及び指定市に対して譲与する。 3. 石油ガス譲与税の2分の1の額を区域に存する一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の延長で、他の2分の1の額をその面積であん分して譲与する。					[制限なし] ※平成20年度までは、道路に関する費用に充てる
区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (当初予算額)
決 算 額	千円 53,312	千円 36,267	千円 33,727	千円 31,192	千円 28,835	千円 27,000

5. 自動車重量譲与税

譲与団体 [譲与義務者]	譲 与 の 基 準 等						譲与の時期等 [譲与税の使 途]	
都 道 府 県 及 び 市 町 村 [国]	1. 自動車重量税は、次の税率により課税するものとする。(乗用車・軽自動車) ＜自家用車＞						6月：前年度2月～4月 収入分	
	区 分			本則	13年未満 ※	13年超 ※	18年超 ※	11月：5月～9月収入分
	乗用自動車	自重0.5t毎	年	2,500円	4,100円	5,700円	6,300円	3月：10月～1月収入分
	軽自動車(車検有り)	1両につき	年	2,500円	3,300円	4,100円	4,400円	
	・ 別途エコカー減税あり。 ・ 事業用は別税率。 ・ 車検が2年又は3年のものについては、1年に換算した年額を記載。 ※ 令和2年度燃費基準達成車両は別税率。						[制 限 な し] ※平成20年度までは、道路に 関する費用に充てる	
2. 自動車重量譲与税は、自動車重量税の収入額の1000分の431(令和3年度までは1000分の422、平成30年度までは1000分の407、平成21年度までは3分の1、平成14年度までは4分の1)に相当する額とし、都道府県及び市町村に対して譲与する。								
3. 2. の譲与税額のうち431分の24を都道府県に、431分の407を市町村に対して譲与する。								
4. 自動車重量譲与税の2分の1の額を区域内に存する市町村道の延長で、他の2分の1の額をその面積であん分して譲与する。								
区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (当初予算額)		
	千円	千円	千円	千円	千円	千円		
決 算 額	2,023,565	2,008,150	2,033,866	2,031,594	2,054,932	2,076,000		

6. 航空機燃料譲与税

譲与団体 [譲与義務者]	譲 与 の 基 準 等					譲 与 の 時 期 等 [譲 与 税 の 使 途]
空 港 関 係 市 町 村 及 び 空 港 関 係 都 道 府 県 [国]	1. 航空機燃料税は、次の税率により課税するものとする。					9月：前年度3月～8月 収入分
	区 分		税 率			
	航空機燃料1キロリットルにつき					3月：9月～2月収入分
	(令和4年4月1日～令和7年3月31日)			13, 000円		
	(令和3年4月1日～令和4年3月31日)			(9, 000円)		
	(平成23年4月1日～令和3年3月31日)			(18,000円)		
	(本 則)			(26,000円)		[航空機の騒音により生ずる障 害の防止、空港とその周辺の 整備及び空港対策に関する 費用に充てて]
	2. 航空機燃料譲与税は、航空機燃料税の収入額の13分の4(※1)に相当する額とし(令和4年4月1日～令和7年3月31日)、空港関係市町村及び空港関係都道府県に対して譲与する。					
	3. 空港関係市町村に対し、航空機燃料譲与税の5分の4に相当する額のうち、4分の1の額を延べ重量、4分の1の額を旅客数、2分の1の額を当該空港に係る騒音世帯数であん分して譲与する。(※2)					
	4. 空港関係都道府県に対し、航空機燃料譲与税の5分の1に相当する額のうち、4分の1の額を延べ重量、4分の1の額を旅客数、2分の1の額を当該空港に係る騒音世帯数であん分して譲与する。(※2)					
	※1 本則においては13分の2					
	※2 譲与基準の経過措置あり					
	令和6年度 着陸料割2/5 延べ重量割1/20 旅客数割1/20 世帯数割1/2					
	令和7年度 着陸料割3/10 延べ重量割1/10 旅客数割1/10 世帯数割1/2					
	令和8年度 着陸料割1/5 延べ重量割3/20 旅客数割3/20 世帯数割1/2					
	令和9年度 着陸料割1/10 延べ重量割1/5 旅客数割1/5 世帯数割1/2					
	令和10年度 着陸料割0 延べ重量割1/4 旅客数割1/4 世帯数割1/2					
※令和5年度までの譲与基準						
平成25年度以前 着陸料割1/3 世帯数割2/3						
平成26年度 着陸料割7/18 世帯数割11/18						
平成27年度 着陸料割4/9 世帯数割5/9						
平成28年度～令和5年度 着陸料割1/2 世帯数割1/2						
区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (当初予算額)
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
決 算 額	2,700,553	626,567	2,976,377	2,859,615	3,111,446	3,000,000

7. 森林環境譲与税

譲与団体 [譲与義務者]	譲与の基準等	譲与の時期等 [譲与税の使途]																													
都道府県 及び 市町村 [国]	1. 市町村が個人住民税均等割と併せて森林環境税を賦課徴収し、全額を国の交付税及び譲与税配付金特別会計に払い込み、市町村及び都道府県に対して譲与される。 <table><tr><th>区 分</th><th>税 率</th></tr><tr><td>国内に住所を有する個人に対し</td><td>1,000円</td></tr></table> (令和6年度から課税。令和元年度は交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金を充てる。令和2年度から令和6年度まで地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、譲与税を増額。) 2. 都道府県に対し、森林環境譲与税(※1)の10分の1(※2)に相当する額のうち、100分の55(令和5年度までは10分の5)の額を私有林人工林面積で、10分の2に相当する額を林業就業者数で、100分の25(令和5年度までは10分の3)に相当する額を人口であん分して譲与する。 3. 市町村に対し、森林環境譲与税(※1)の10分の9(※2)に相当する額のうち、100分の55(令和5年度までは10分の5)の額を私有林人工林面積で、10分の2に相当する額を林業就業者数で、100分の25(令和5年度までは10分の3)に相当する額を人口であん分して譲与する。 ※1 譲与額の特例あり（課税は令和6年度から） <table><tr><th>年 度</th><th>譲与額</th></tr><tr><td>令和元年度</td><td>200億円</td></tr><tr><td>令和2～3年度</td><td>400億円</td></tr><tr><td>令和4～5年度</td><td>500億円</td></tr><tr><td>令和6年度</td><td>森林環境税の収入額＋300億円</td></tr></table> ※2 譲与割合の特例あり <table><tr><th>年 度</th><th>市町村</th><th>都道府県</th></tr><tr><td>令和元年度</td><td>100分の80</td><td>100分の20</td></tr><tr><td>令和2～3年度</td><td>100分の85</td><td>100分の15</td></tr><tr><td>令和4～5年度</td><td>100分の88</td><td>100分の12</td></tr><tr><td>令和6年度～</td><td>100分の90</td><td>100分の10</td></tr></table>	区 分	税 率	国内に住所を有する個人に対し	1,000円	年 度	譲与額	令和元年度	200億円	令和2～3年度	400億円	令和4～5年度	500億円	令和6年度	森林環境税の収入額＋300億円	年 度	市町村	都道府県	令和元年度	100分の80	100分の20	令和2～3年度	100分の85	100分の15	令和4～5年度	100分の88	100分の12	令和6年度～	100分の90	100分の10	9月：前年度3月～8月 収入分 3月：9月～2月収入分 市町村 [森林の整備に関する費用、森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する費用に充てる] 都道府県 [市町村が実施する施策の支援等に関する費用に充てる]
区 分	税 率																														
国内に住所を有する個人に対し	1,000円																														
年 度	譲与額																														
令和元年度	200億円																														
令和2～3年度	400億円																														
令和4～5年度	500億円																														
令和6年度	森林環境税の収入額＋300億円																														
年 度	市町村	都道府県																													
令和元年度	100分の80	100分の20																													
令和2～3年度	100分の85	100分の15																													
令和4～5年度	100分の88	100分の12																													
令和6年度～	100分の90	100分の10																													

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (当初予算額)
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
決 算 額	67,530	143,502	146,978	194,256	194,256	219,000

8. 利子割交付金

交付団体 [交付義務者]	交付の基準等	交付の時期等 [交付金の使途]				
市町村	1. 道府県民税利子割は、次の税率により課税するものとする。	8月：前年度3月～7月 収入分				
[道府県]	<table><tr><th>区 分</th><th>税 率</th></tr><tr><td>支払を受けるべき利子等の額に対し</td><td>5%</td></tr></table>	区 分	税 率	支払を受けるべき利子等の額に対し	5%	12月：8月～11月収入分
	区 分	税 率				
支払を受けるべき利子等の額に対し	5%					
	2. 当該道府県に納付された利子割額に99%(平成18年度までは95%)を乗じて得た額の5分の3に相当する額を、利子割交付金の交付総額とする。	3月：12月～2月収入分				
	3. 道府県は、当該道府県内の市町村に対し、当該市町村に係る個人の道府県民税の額(指定都市の道府県民税所得割の額は、指定都市以外の市町村の税率に合わせて計算した額)の割合であん分して交付する。	[制限なし]				

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (当初予算額)
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
決 算 額	161,813	169,959	136,800	73,025	66,867	62,000

9. 配当割交付金

交付団体 [交付義務者]	交 付 の 基 準 等					交 付 の 時 期 等 [交 付 金 の 使 途]				
市 町 村 [道 府 県]	1. 道府県民税配当割は、次の税率により課税するものとする。 <table><tr><td>区 分</td><td>税 率</td></tr><tr><td>支払を受けるべき特定配当等の額に対し</td><td>5%</td></tr></table> ※ ただし、平成16年1月1日から平成25年12月31日までの間に支払を受けるべき 特定配当等に係る配当割の税率は、3% 2. 課税対象は、上場株式等の配当等、投資信託でその設定に係る受益権の募集が公募により行われたものの収益の分配、特定投資法人の投資口の配当等、特定目的信託の社債的受益権の剰余金の配当のうち公募のもの、特定公社債の利子及び特定口座外の割引債の償還金 3. 道府県は、納入された配当割に99% (平成18年度までは95%) を乗じて得た額の5分の3 (平成18年度までは3分の2) に相当する額を市町村に交付する。 4. 各市町村に対しては、当該市町村に係る個人の道府県民税 (均等割及び所得割) の額 (指定都市の道府県民税所得割の額は、指定都市以外の市町村の税率に合わせて計算した額) にあん分して交付する。					区 分	税 率	支払を受けるべき特定配当等の額に対し	5%	8月：前年度3月～7月 収入分 12月：8月～11月収入分 3月：12月～2月収入分 [制 限 な し]
区 分	税 率									
支払を受けるべき特定配当等の額に対し	5%									

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (当初予算額)
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
決 算 額	929,803	855,726	1,384,469	1,179,420	1,379,573	1,326,000

10. 株式等譲渡所得割交付金

交付団体 [交付義務者]	交 付 の 基 準 等					交付の時期等 [交 付 金 の 使 途]				
市 町 村 [道 府 県]	1. 道府県民税株式等譲渡所得割は、次の税率により課税するものとする。 <table border="1"><tr><th>区 分</th><th>税 率</th></tr><tr><td>源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡による所得の額に対し</td><td>5%</td></tr></table> ※ ただし、平成16年1月1日から平成25年12月31日までの間に生じた特定株式等譲渡所得金額については、3% 2. 課税対象は、源泉徴収口座内通算所得金額が源泉徴収口座内直前通算所得金額を超えることとなった場合におけるその超える部分の金額。 3. 道府県は、納入された株式等譲渡所得割に99%（平成18年度までは95%）を乗じて得た額の5分の3（平成18年度までは3分の2）に相当する額を市町村に交付する。 4. 各市町村に対しては、当該市町村に係る個人の道府県民税（均等割及び所得割）の額（指定都市の道府県民税所得割の額は、指定都市以外の市町村の税率に合わせて計算した額）にあん分して交付する。					区 分	税 率	源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡による所得の額に対し	5%	3月：前年度3月～2月 収入分 （※平成18年度まで） 8月：前年度3月～7月 収入分 12月：8月～11月 収入分 3月：12月～2月 収入分 [制 限 な し]
区 分	税 率									
源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡による所得の額に対し	5%									

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (当初予算額)
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
決 算 額	568,767	1,119,496	1,618,872	981,457	1,710,044	568,000

11. 分離課税所得割交付金・県民税所得割臨時交付金

交付団体 [交付義務者]	交付の基準等	交付の時期等 [交付金の使途]
指定都市 [道府県]	1. 分離課税所得割交付金 指定市を包括する道府県は、当分の間、道府県に払い込まれた当該指定市に係る退職手当等に係る所得に課する所得割に係る地方団体の徴収金の額の2分の1に相当する額を、指定市に対して交付する。 2. 県民税所得割臨時交付金 指定市を包括する道府県は、当該指定市に係る平成29年度又は平成30年度に当該道府県に払い込まれる道府県民税の所得割(※1)に係る地方団体の徴収金の額(※2)の2分の1に相当する額を、指定市に対して交付する。 ※1 退職手当等に係る所得に課する所得割を除く。 ※2 ①～③の合計額 ①平成29年度において収入する平成28年度分の道府県民税の所得割のうち、特別徴収義務者が平成29年4月及び5月に給与の支払いをする際徴収すべきものに係る地方団体の徴収金の収入額。 ②平成29年度において収入する同年度分の道府県民税の所得割に係る地方団体の徴収金の収入額。 ③平成30年4月から7月までの間に収入する平成29年度分の道府県民税の所得割のうち、特別徴収義務者が平成30年4月及び5月に給与の支払いをする際徴収すべきものに係る地方団体の徴収金の収入額。 (1)平成29年度交付(以下の合計額) ①のうち平成29年4月から7月までの間に収入するものの2分の1に相当する額。 ②の概算額として、平成29年度分の道府県民税所得割の当初課税額の合計額に、当該指定市に係る平成28年度の収入額となるべき道府県民税所得割の合計額を平成28年度の収入となるべき道府県民税所得割の課税額の合計額で除して得た数値、を乗じて得た額の2分の1に相当する額。 (2)平成30年度交付(以下の合計額) ①、②のうち、当該指定市を包括する道府県に払い込まれたものの2分の1に相当する額と(1)平成29年度交付額の合計額との差額 ③の2分の1に相当する額	分離課税所得割交付金 3月:前年度3月～2月払込 県民税所得割臨時交付金 (1)平成29年度 8月:交付見込額の1/3 12月:交付見込額の1/3 3月:交付見込額の1/3 (2)平成30年度 8月交付 (3)令和元年度以降 交付なし [制限なし]

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (当初予算額)
分離課税 所得割交付金 決 算 額	千円 328,355	千円 333,160	千円 329,857	千円 333,527	千円 364,698	千円 266,000

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (当初予算額)
県民税所得割 臨時交付金	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -	千円 -

12. 法人事業税交付金

交付団体 [交付義務者]		交付の基準等						交付の時期等 [交付金の使途]																																																																																																				
市町村 [道府県]		1. 法人事業税は、次の税率により、課税するものとする。 <table><tr><th rowspan="2">区分</th><th rowspan="2">法人の種類</th><th colspan="2" rowspan="2">所得等の区分</th><th colspan="3">税率(一部の法人の税率を記載)</th></tr><tr><th>平成28年4月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度</th><th>令和元年10月1日から令和4年3月31日までに開始する事業年度</th><th>令和4年4月1日以後に開始する事業年度</th></tr><tr><td rowspan="5">所得を課税標準とする法人</td><td rowspan="4">普通法人、公益法人等、人格のない社団等</td><td rowspan="4">所得割</td><td rowspan="4">軽減税率適用法人</td><td>年400万円以下の所得</td><td>3.4%</td><td>3.5%</td><td>3.5%</td></tr><tr><td>年400万円を超え、800万円以下の所得</td><td>5.1%</td><td>5.3%</td><td>5.3%</td></tr><tr><td>年800万円を超える所得等</td><td>6.7%</td><td>7%</td><td>7%</td></tr><tr><td colspan="3">軽減税率不適用法人の所得等</td></tr><tr><td>特別法人</td><td>所得割</td><td>軽減税率適用法人</td><td>年400万円以下の所得</td><td>3.4%</td><td>3.5%</td><td>3.5%</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td>年400万円を超える所得等</td><td>4.6%</td><td>4.9%</td><td>4.9%</td></tr><tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="2">軽減税率不適用法人の所得等</td><td></td><td></td><td></td></tr><tr><td>収入金額とす額を課税標準</td><td>電気・ガス供給業、保険業又は貿易保険業※1</td><td colspan="3">収入割</td><td>0.9%</td><td>1%</td><td>1%</td></tr><tr><td rowspan="7">外形標準課税法人</td><td rowspan="7">資本金の額(又は出資金の額)が1億円を超える法人※2</td><td rowspan="4">所得割</td><td rowspan="4">軽減税率適用法人※3</td><td>年400万円以下の所得</td><td>0.3%</td><td>0.4%</td><td>—</td></tr><tr><td>年400万円を超え、800万円以下の所得</td><td>0.5%</td><td>0.7%</td><td>—</td></tr><tr><td>年800万円を超える所得等</td><td>0.7%</td><td>1%</td><td>—</td></tr><tr><td colspan="3">軽減税率不適用法人の所得等</td><td></td><td></td><td>1%</td></tr><tr><td colspan="3">付加価値割</td><td>1.2%</td><td>1.2%</td><td>1.2%</td></tr><tr><td colspan="3">資本割</td><td>0.5%</td><td>0.5%</td><td>0.5%</td></tr><tr><td colspan="3">収入割</td><td>0.9%</td><td>1%</td><td>1%</td></tr></table> ※1 電気供給業は、小売電気事業等・発電事業等・特定卸供給事業を除く。 ガス供給業は、令和4年4月1日以後に開始する事業年度は導管ガス供給業のみ。 ※2 小売電気事業等・発電事業等又は特定卸供給事業を除く。 ※3 外形標準課税法人は、令和4年4月1日以後開始事業年度について軽減税率はない。 2. 法人事業税交付金は、道府県が、法人事業税の収入額に7.7%(令和2年度は3.4%)を乗じて得た額を、市町村に対し、従業者数であん分(※)して交付する。 ※ 経過措置あり 令和2年度:法人税割 令和3年度:2/3…法人税割、1/3…従業者数割 令和4年度:1/3…法人税割、2/3…従業者数割 令和5年度以降:従業者数割						区分	法人の種類	所得等の区分		税率(一部の法人の税率を記載)			平成28年4月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度	令和元年10月1日から令和4年3月31日までに開始する事業年度	令和4年4月1日以後に開始する事業年度	所得を課税標準とする法人	普通法人、公益法人等、人格のない社団等	所得割	軽減税率適用法人	年400万円以下の所得	3.4%	3.5%	3.5%	年400万円を超え、800万円以下の所得	5.1%	5.3%	5.3%	年800万円を超える所得等	6.7%	7%	7%	軽減税率不適用法人の所得等			特別法人	所得割	軽減税率適用法人	年400万円以下の所得	3.4%	3.5%	3.5%				年400万円を超える所得等	4.6%	4.9%	4.9%				軽減税率不適用法人の所得等					収入金額とす額を課税標準	電気・ガス供給業、保険業又は貿易保険業※1	収入割			0.9%	1%	1%	外形標準課税法人	資本金の額(又は出資金の額)が1億円を超える法人※2	所得割	軽減税率適用法人※3	年400万円以下の所得	0.3%	0.4%	—	年400万円を超え、800万円以下の所得	0.5%	0.7%	—	年800万円を超える所得等	0.7%	1%	—	軽減税率不適用法人の所得等					1%	付加価値割			1.2%	1.2%	1.2%	資本割			0.5%	0.5%	0.5%	収入割			0.9%	1%	1%	8月：前年度3月～7月収入分 12月：8月～11月収入分 3月：12月～2月収入分 ※令和2年度のみ (8月:前年度10月～7月収入分 12月:8月～11月収入分 3月:12月～2月収入分) [制限なし]	
区分	法人の種類	所得等の区分		税率(一部の法人の税率を記載)																																																																																																								
				平成28年4月1日から令和元年9月30日までに開始する事業年度	令和元年10月1日から令和4年3月31日までに開始する事業年度	令和4年4月1日以後に開始する事業年度																																																																																																						
所得を課税標準とする法人	普通法人、公益法人等、人格のない社団等	所得割	軽減税率適用法人	年400万円以下の所得	3.4%	3.5%	3.5%																																																																																																					
				年400万円を超え、800万円以下の所得	5.1%	5.3%	5.3%																																																																																																					
				年800万円を超える所得等	6.7%	7%	7%																																																																																																					
				軽減税率不適用法人の所得等																																																																																																								
	特別法人	所得割	軽減税率適用法人	年400万円以下の所得	3.4%	3.5%	3.5%																																																																																																					
			年400万円を超える所得等	4.6%	4.9%	4.9%																																																																																																						
			軽減税率不適用法人の所得等																																																																																																									
収入金額とす額を課税標準	電気・ガス供給業、保険業又は貿易保険業※1	収入割			0.9%	1%	1%																																																																																																					
外形標準課税法人	資本金の額(又は出資金の額)が1億円を超える法人※2	所得割	軽減税率適用法人※3	年400万円以下の所得	0.3%	0.4%	—																																																																																																					
				年400万円を超え、800万円以下の所得	0.5%	0.7%	—																																																																																																					
				年800万円を超える所得等	0.7%	1%	—																																																																																																					
				軽減税率不適用法人の所得等					1%																																																																																																			
		付加価値割			1.2%	1.2%	1.2%																																																																																																					
		資本割			0.5%	0.5%	0.5%																																																																																																					
		収入割			0.9%	1%	1%																																																																																																					

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (当初予算額)
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
決算額	—	3,724,692	6,084,997	5,700,677	5,161,509	5,403,000

13. 地方消費税交付金

交付団体 [交付義務者]	交 付 の 基 準 等	交付の時期等 [交 付 金 の 使 途]																		
市 町 村	1. 地方消費税は、次の税率により課税するものとする。	6月：県の前年度2月～4月 収入分 (国の前年度12月～2月 収入分)																		
[道 府 県]	<table><tr><td>適用開始日</td><td>平成26年4月1日</td><td colspan="2">令和元年10月1日</td></tr><tr><td rowspan="2">地方消費税率 (消費税率換算)</td><td rowspan="2">1. 7% (消費税額の63分の17)</td><td>標準税率</td><td>軽減税率</td></tr><tr><td>2. 2% (消費税額の78分の22)</td><td>1. 76% (消費税額の78分の22)</td></tr><tr><td>消費税率</td><td>6. 3%</td><td>7. 8%</td><td>6. 24%</td></tr><tr><td>合計</td><td>8. 0%</td><td>10. 0%</td><td>8. 0%</td></tr></table>	適用開始日	平成26年4月1日	令和元年10月1日		地方消費税率 (消費税率換算)	1. 7% (消費税額の63分の17)	標準税率	軽減税率	2. 2% (消費税額の78分の22)	1. 76% (消費税額の78分の22)	消費税率	6. 3%	7. 8%	6. 24%	合計	8. 0%	10. 0%	8. 0%	9月：県の5月～7月収入分 (国の3月～5月収入分)
適用開始日	平成26年4月1日	令和元年10月1日																		
地方消費税率 (消費税率換算)	1. 7% (消費税額の63分の17)	標準税率	軽減税率																	
		2. 2% (消費税額の78分の22)	1. 76% (消費税額の78分の22)																	
消費税率	6. 3%	7. 8%	6. 24%																	
合計	8. 0%	10. 0%	8. 0%																	
	2. 地方消費税は消費税とあわせて納付するものとし、国に納付された地方消費税は、納付があった月の翌々月の末日までに道府県に払い込まれる。	12月：県の8月～10月収入分 (国の6月～8月収入分)																		
	3. 各道府県に払い込まれた地方消費税の額から、国に支払った徴収取扱費を減額した額を、各道府県ごとの消費に相当する額等に応じてあん分し、道府県間で清算する。	3月：県の11月～1月収入分 (国の9月～11月収入分)																		
	4. 地方消費税交付金は、道府県が清算後の地方消費税額の2分の1に相当する額を下記のとおりあん分し、市町村に対し交付する。																			
	(従来分) 2分の1の額を国勢調査による人口で、他の2分の1の額を経済センサス(平成23年6月までは事業所統計)による従業者数であん分。																			
	(引上げ分) 全額を国勢調査による人口であん分。	[制 限 な し]																		
	※従来分と引上げ分の区分について 平成26年4月1日～(地方消費税1.7%) 従来分 17分の10 / 引上げ分 17分の7 〔経過措置あり、平成26年度 従来分12分の10 / 引上げ分12分の2 〕	※引上げ分の交付額については、消費税法第1条第2項に規定する経費その他社会保障施策に要する経費に充てるものとする。																		
	令和元年10月1日～(地方消費税2.2%) 従来分 22分の10 / 引上げ分 22分の12 〔経過措置あり、令和元年度 従来分17分の10 / 引上げ分17分の7 令和2年度 従来分21分の10 / 引上げ分21分の11 〕	〔 交付期限は 各交付月の10日まで 〕																		

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (当初予算額)
地方消費税交付金 決算額	千円 18,112,477	千円 17,859,863	千円 18,696,259	千円 19,873,882	千円 20,008,284	千円 21,049,000
社会保障財源交付金 決算額	11,281,695	17,490,153	20,077,347	21,692,402	21,554,875	22,569,000
合計	29,394,172	35,350,016	38,773,606	41,566,284	41,563,159	43,618,000

※ 事業所統計は平成18年度調査を最後に経済センサスにおいて引き続き調査。

14. ゴルフ場利用税交付金

交付団体 [交付義務者]	交付の基準等	交付の時期等 [交付金の使途]						
ゴルフ場所在 市町村 [道府県]	1. ゴルフ場利用税は、次の税率により課税するものとする。 <table border="1"> <tr> <th>区 分</th><th>標準税率</th><th>制限税率</th></tr> <tr> <td>1人1日</td><td>800円</td><td>1,200円</td></tr> </table> ※ ゴルフ場の規模や料金などにより、数段階の税率区分を設けることとされており、福岡県においては、11級(200円)から1級(1,200円)までの11段階に分かれている。 ※ 18歳未満の者、70歳以上の者、障害者、国民スポーツ大会のゴルフ競技に参加する選手(国民スポーツ大会の競技として、又はその公式の練習のためにゴルフを行う場合に限る。)及び国際的な規模のスポーツ(閣議において決定又は了解されたものに限る。)競技に参加する選手が当該競技会の公式練習等による利用、学校教育法第1条に規定する学校の学生、生徒等又はこれらの者を引率する教員の利用(保健体育科目実技又は公認の課外活動としてゴルフ場を利用する場合に限る。)については非課税である。 また、早朝や薄暮における利用などの場合には、税率が2分の1となる場合がある。 2. ゴルフ場利用税交付金は、道府県が、当該道府県内のゴルフ場所在の市町村に対し、当該道府県に納入された当該市町村に所在するゴルフ場に係るゴルフ場利用税の額の10分の7に相当する額を交付する。	区 分	標準税率	制限税率	1人1日	800円	1,200円	8月：前年度3月～7月 収入分 12月：8月～11月収入分 3月：12月～2月収入分 [制限なし]
区 分	標準税率	制限税率						
1人1日	800円	1,200円						

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (当初予算額)
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
決 算 額	38,523	35,894	39,523	37,501	36,799	36,000

15. 自動車取得税交付金

交付団体 [交付義務者]	交付の基準等	交付の時期等 [交付金の使途]						
市町村 及び 指定市 [道府県]	1. 自動車取得税は、次の税率により課税するものとする。(別途エコカー減税あり) <table border="1"> <tr> <th>区 分</th><th>税 率</th><th>免 税 点</th></tr> <tr> <td>自動車の取得価格に対し</td><td>3%</td><td>50万円以下</td></tr> </table> ※ ただし、営業用及び軽自動車については、税率2%。 2. 自動車取得税交付金は、道府県が、自動車取得税の収入額に95%を乗じて得た額の10分の7に相当する額を、市町村に対し、2分の1の額を区域内に存する市町村道の延長で、他の2分の1の額をその面積であん分して交付する。 3. 指定市を包括する道府県は、自動車取得税の収入額に95%を乗じて得た額の10分の3に相当する額を、指定市に対し、2分の1の額を区域内の一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の延長で、他の2分の1の額をその面積であん分して交付する。	区 分	税 率	免 税 点	自動車の取得価格に対し	3%	50万円以下	8月：－前年度3月收入見込額 ＋同月收入分 ＋4月～7月收入分 12月：8月～11月收入分 3月：12月～2月收入分 ＋3月收入見込額 (※令和元年度のみ) 8月：－前年度3月收入見込額 ＋同月收入分 ＋4月～7月收入分 12月：8月～9月收入分 [制限なし] ※平成20年度までは、道路に関する費用に充てる
区 分	税 率	免 税 点						
自動車の取得価格に対し	3%	50万円以下						

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (当初予算額)
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
決 算 額	707,681	-	-	-	37,297	1

※ 自動車取得税は令和元年10月1日に廃止され、新たに環境性能割が導入。
※ 令和2年度以降交付はないが、令和5年度は追徴課税分の交付金が交付されたもの。

16. 環境性能割交付金

交付団体 [交付義務者]	交付の基準等	交付の時期等 [交付金の使途]						
市町村 及び 指定市 [道府県]	1. 自動車税環境性能割は、次の税率により課税するものとする。 <table border="1"> <tr> <th>区 分</th><th>税 率</th><th>免 税 点</th></tr> <tr> <td>自動車の取得価格に対し</td><td>環境性能に応じ 非課税～3%</td><td>50万円以下</td></tr> </table> ※ ただし、令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間は、税率1%分を軽減。 2. 環境性能割交付金は、道府県が、自動車税環境性能割の収入額に95%を乗じて得た額の100分の43(※)に相当する額を、市町村に対し、2分の1の額を区域内に存する市町村道の延長で、他の2分の1の額をその面積であん分して交付する。 (※)令和3年度以前は、100分の47。 3. 指定市を包括する道府県は、自動車税環境性能割の収入額に95%を乗じて得た額の100分の35に相当する額を、指定市に対し、2分の1の額を区域内の一般国道、高速自動車国道及び都道府県道の延長で、他の2分の1の額をその面積であん分して交付する。	区 分	税 率	免 税 点	自動車の取得価格に対し	環境性能に応じ 非課税～3%	50万円以下	8月：－前年度3月收入見込額 ＋同月收入分 ＋4月～7月收入分 12月：8月～11月收入分 3月：12月～2月收入分 ＋3月收入見込額 (※令和元年度のみ) 12月：10月～11月收入分 3月：12月～2月收入分 ＋3月收入見込額 [制限なし]
区 分	税 率	免 税 点						
自動車の取得価格に対し	環境性能に応じ 非課税～3%	50万円以下						

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (当初予算額)
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
決 算 額	256,983	544,827	546,831	667,915	810,663	924,000

17. 軽油引取税交付金

交付団体 [交付義務者]	交付の基準等	交付の時期等 [交付金の使途]				
指定市 [道府県]	1. 軽油引取税は、軽油の引取り等に対し、次の税率により課税するものとする。 <table><thead><tr><th>区 分</th><th>税 率</th></tr></thead><tbody><tr><td>軽油1キロリットルにつき (本 則)</td><td>32,100円 (15,000円)</td></tr></tbody></table> 2. 軽油引取税交付金は、指定市を包括する道府県が、軽油引取税の収入額に10分の9を乗じて得た額について、その道府県及び指定市がそれぞれ管理する一般国道、高速自動車国道及び道府県道の面積(平均交通量等による補正あり)であん分して交付する。	区 分	税 率	軽油1キロリットルにつき (本 則)	32,100円 (15,000円)	8月：前年度3月～7月 収入分 12月：8月～11月收入分 3月：12月～2月收入分 [制限なし] ※平成20年度までは、道路に 関する費用に充てる
区 分	税 率					
軽油1キロリットルにつき (本 則)	32,100円 (15,000円)					

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (当初予算額)
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
決 算 額	4,766,915	4,655,491	4,725,690	4,612,098	5,182,714	5,127,000

※上記決算額は、軽油引取税交付金と旧法による軽油引取税交付金の合算額。

18. 国有提供施設等所在市町村助成交付金等

交付団体 [交付義務者]	交付の基準等	交付の時期等 [交付金の使途]
施設等所在 市町村 [国]	1. 国有提供施設等所在市町村助成交付金(基地交付金) アメリカ合衆国軍隊に使用させている固定資産並びに自衛隊が使用する飛行場、演習場、弾薬庫、燃料庫及び通信施設の用に供する固定資産で政令で定めるものが所在する市町村に対し、毎年度、国の予算で定める金額の範囲内で、当該固定資産の価格及び当該市町村の財政状況等を考慮して交付する。 2. 施設等所在市町村調整交付金(調整交付金) アメリカ合衆国軍隊が建設し、設置した建物及び工作物が所在する市町村に対し、税制上の特例措置等により施設等所在市町村が受ける税財政上の影響を考慮して、毎年度、予算で定める金額の範囲内で交付する。 3. 算定期日 当該年の3月31日	12月31日まで [制限なし]

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (当初予算額)
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
決算額	29,197	27,966	31,839	56,700	56,581	56,000

19. 県民税徴収取扱費(県民税徴収事務費委託金)

交付団体 [交付義務者]	交付の基準等	交付の時期等 [交付金の使途]
市町村 [道府県]	道府県は、市町村が個人の道府県民税の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するために、次の各号に掲げる金額の合計額を徴収取扱費として市町村に対して交付する。 1. 納税義務者数割 個人の道府県民税に係る納税義務者数(当該年度課税分)に3,000円(平成19・20年度は4,000円、平成21・22年度は3,300円)を乗じて得た金額。 2. 金額割 平成18年度以前課税分の個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金で当該道府県に払い込まれた金額に7%を乗じて得た金額。 3. その他 市町村が徴収した個人の道府県民税に係る地方団体の徴収金を市町村が還付し、又は充当した場合における当該地方団体の徴収金に係る過誤納金に相当する金額、及びその過誤納金に係る還付加算金に相当する金額。また、配当割、株式等譲渡所得割控除によって控除することができなかった金額を、市町村が還付し、又は充当した場合における当該控除することができなかった金額に相当する金額。	(報告があった日から30日以内に交付) 7月:3月收入(4月払込) ～5月收入(6月払込)分 10月:6月收入(7月払込) ～8月收入(9月払込)分 1月:9月收入(10月払込) ～11月收入(12月払込)分 3月:12月收入(1月払込) ～2月收入(3月払込)分

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (当初予算額)
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
決算額	2,538,782	2,451,708	2,465,605	2,516,152	2,564,574	2,595,000

20. 宿泊税徴収取扱費(宿泊税徴収事務費委託金)

交付団体 [交付義務者]	交付の基準等					交付の時期等 [交付金の使途]
市 町 村 [道 府 県]	福岡県は、福岡市が宿泊税の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するために、下記の通り徴収取扱費として福岡市に交付する。 【令和元年度】 1. 次に掲げる金額の合計額に1/4を乗じて得た金額。 ①システム開発・改修費（ただし、初期導入費用としてかかる経費のみ） ②周知広報・課税帳票の作成から発送までに要する費用 ③課税に要する人件費 ④その他県と市において協議の上決定した費用 【令和2年度】 1. 次に掲げる金額の合計額に1/4を乗じて得た金額。 ①システム開発・改修費（ただし、初期導入費用としてかかる経費のみ） ②周知広報の費用 2. 市から県に払い込まれる宿泊税収入額に7%を乗じた額。 3. 市が徴収した県の宿泊税に係る徴収金を市が還付し、又は充当した場合における県の宿泊税の徴収金に係る過誤納金に相当する金額及びその過誤納金に係る還付加算金に相当する額。 【令和3年度以降】 1. 市から県に払い込まれる宿泊税収入額に7%を乗じた額。 2. 市が徴収した県の宿泊税に係る徴収金を市が還付し、又は充当した場合における県の宿泊税の徴収金に係る過誤納金に相当する金額及びその過誤納金に係る還付加算金に相当する額。					(報告があった日から30日以内に交付) 令和元年度：3月 令和2年度以降：2月 （令和2年度のみ 6月～12月収入分 +1～3月収入見込額 令和3年度以降 4月～12月収入分 +1～3月収入見込額）

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (当初予算額)
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
決 算 額	54,941	28,334	22,379	40,156	64,948	65,499

21. 市税延滞金及び加算金

制 度 の 概 要

1. 市税延滞金

納税者等は、納期限後にその税金を納付する場合においては、当該税額にその納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年14.6%（納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3%）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。

【旧基準】

- ※1 平成12年1月1日～平成25年12月31日までの間における延滞金の年7.3%の割合は、各年の特例基準割合（※2）が年7.3%の割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合とする。
- ※2 各年の前年の11月30日を経過する時における日本銀行法第十五条第一項第一号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4%の割合を加算した割合。

【新基準】

- ※3 平成26年1月1日以降の延滞金の割合は、各年の特例基準割合（※4）が年7.3%に満たない場合には、その年中においては①年14.6%の割合については当該特例基準割合に年7.3%を加算した割合、②年7.3%の割合については当該特例基準割合に年1%を加算した割合（加算した割合が年7.3%を超える場合には年7.3%の割合）とする。
- ※4 各年の前々年の10月～前年の9月までの各月における銀行の新規の短期貸付けの平均利率の合計を12で除して計算した割合として各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に、年1%の割合を加算した割合。

期間	特例基準割合	納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間	納期限の翌日から1ヶ月を経過した日から納付した日までの期間
平成12年1月1日から平成13年12月31日まで	4.5%	4.5%	14.6%
平成14年1月1日から平成18年12月31日まで	4.1%	4.1%	
平成19年1月1日から平成19年12月31日まで	4.4%	4.4%	
平成20年1月1日から平成20年12月31日まで	4.7%	4.7%	
平成21年1月1日から平成21年12月31日まで	4.5%	4.5%	
平成22年1月1日から平成25年12月31日まで	4.3%	4.3%	

期間	特例基準割合 A	納期限の翌日から1ヶ月を経過する日までの期間 A+1%	納期限の翌日から1ヶ月を経過した日から納付した日までの期間 A+7.3%
平成26年1月1日から平成26年12月31日まで	1.9%	2.9%	9.2%
平成27年1月1日から平成28年12月31日まで	1.8%	2.8%	9.1%
平成29年1月1日から平成29年12月31日まで	1.7%	2.7%	9.0%
平成30年1月1日から令和2年12月31日まで	1.6%	2.6%	8.9%
令和3年1月1日から令和3年12月31日まで	1.5%	2.5%	8.8%
令和4年1月1日から	1.4%	2.4%	8.7%

※令和3年より「特例基準割合」は「延滞金特例基準割合」に読み替え

2. 加算金（各加算金は、他の加算金と併課されない。）

・過少申告加算金・・・申告期限までに提出のあった申告を更正又は修正申告した場合

率＝更正による不足税額又は修正申告によって増加した税額（対象不足額等）に対して10%
（対象不足額等のうち、期限内申告税額又は50万円のいずれか多い金額を超える部分の税額に対しては、5%を加算）

・不申告加算金・・・①期限後申告又は決定、②期限後申告後の修正申告又は更正、③決定後の修正申告又は更正

率＝当該税額に対して15%

・重加算金・・・・・・納税者等が、課税標準額の計算の基礎となるべき事実の全部又は一部を隠ぺい又は仮装して申告等をした場合

率＝過少申告等の場合、過少申告加算金に代えて対象不足額等に対して35%
＝不申告等の場合、不申告加算金に代えて当該税額に対して40%

※ 延滞金又は加算金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる税額に千円未満の端数があるとき、又はその税額の全額が二千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

※ 延滞金又は加算金の確定金額に百円未満の端数があるとき、又はその全額が千円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

区 分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 （当初予算額）
	千円	千円	千円	千円	千円	千円
決 算 額	218,222	190,025	256,504	499,278	175,357	248,125